



国際電話番号による 特殊詐欺が急増中!!

スマホや携帯電話に直接電話がかかってきます!

(電話番号例)

+1844-〇〇〇-××××



電話に出ると、自動音声ガイダンスで、『〇〇ファイナンスより重要なお知らせです。電話料金が未納の為、法的措置に移行します。オペレーターへおつなぎする場合は、「1」を押してください』などと流れます。

国際電話(+18)や番号非通知は、不審電話の可能性大!!

案内に従って携帯電話を操作したり、指定の電話番号に折り返すと、「このままでは裁判になる」などと説明され、支払いを請求された、といった相談が数多く寄せられているケロ!

このような表示の電話には出ない、かけ直さないよう、注意してケロ!

詳しくはこちら →
山形県警察本部ホームページ



相談してケロ!!



- だまされたかもしれないと思ったら、最寄りの警察署、または**警察相談専用電話『#9110』**へ!
- 不安に感じたら、**消費者ホットライン『188(いやや!)]**へ

住み始める時から、「いつか出て行く時」に備えておこう！

賃貸住宅の「原状回復」トラブルに注意！

賃貸住宅を退去する際に、ハウスクリーニングやクロス張替等の「原状回復費用」として、敷金を上回る金額を請求されたという相談が寄せられています。



◇ひとことアドバイス◇

- 契約する際は、契約内容や特約などをよく確認し、入居時は、貸主と一緒に傷や汚れの写真を撮るなどして、部屋の状態を記録に残しましょう。
- 退去する際の原状回復について、納得できない費用を請求された場合は、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を参考に、貸主側に説明を求めましょう。
- 困った時は『**消費者ホットライン188**』へ相談しましょう。

「保険が使える」にご用心！

台風・豪雨・大雪などの自然災害時に、「火災保険・地震保険の請求をサポートする」などと勧誘する事業者とのトラブルが報告されています。保険金の請求はご自身で簡単に行うことができます。まずは、ご加入の損害保険会社か代理店に相談してみましょう。



除雪・排雪サービス、契約前によく確認！

依頼する際は、実際に現場を見てもらった上で見積もりを取り、具体的な作業内容・料金体系・別料金の有無などについてよく確認しましょう。事業者とのやりとりや作業時は、一人で対応せず、周りの人に立ち会ってもらいましょう。

2月・3月の消費生活法律相談日

- 2月 5日 (水)
- 3月 5日 (水)

午後 2 時 30 分から
午後 4 時 30 分まで

弁護士が無料でアドバイスします。
事前予約が必要ですので、県消費生活センターまでお問合せ下さい。

山形県消費生活センター

〒990-8570

山形市松波2-8-1 (山形県庁2階)

《相談受付》月曜～金曜 9:00～17:00

《電話番号》023-624-0999

消費者ホットライン188番も
ご利用ください

ホームページはこちらから→

